

二宮町行政改革検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、二宮町行政改革検討委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、二宮町行政改革大綱の策定に関し必要な調査及び審議を行うため、二宮町行政改革検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で構成する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町内の公共的団体等の代表者
- (3) 民間の企業経営者または経験者
- (4) 行政経験を有する者
- (5) 公募の町民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。

2 委員に欠員が生じた場合には後任者を充て、任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長が不在のとき、または会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に必要な事項は会長が委員会に諮つて定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。